

ゴールデンウィークにおける生徒の指導について

山梨県教育委員会

1 新型コロナウイルス感染症について

- (1) 基本的な感染対策を継続しながら、新しい生活様式の周知・徹底を図るとともに、地域の感染状況を踏まえ、活動内容を工夫しながら行動ができるよう指導する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者に対する差別・偏見・誹謗中傷をしないよう指導する。
- (3) SNS等において、不確かな情報に惑わされたり、不適切な使い方をしたりしないよう指導する。

2 生徒指導全般にかかわる留意点

- (1) ゴールデンウィーク（4／29～5／9）中の指導に関する事項については、生徒への説明や文書等の配付で周知するほか、PTAの諸会議や電話連絡等を通して趣旨の浸透を図り、家庭における指導の徹底及び協力をお願いする。

3 健全な生活の指導について

- (1) この時期は先輩・友人との交流の機会が多くなり、ともすれば問題行動を誘発する恐れがあるので、生徒の動静を的確に把握するとともに、家庭と緊密な連絡をとりながら、健全な生活が送れるよう指導する。
特に、新入生をはじめとして、いじめや不登校等の学校不適応問題が顕在化する時期でもあるので、家庭や関係機関との連携を密にし、教育相談体制の充実を図る。
- (2) 家庭において家族との交流の機会を多く持ち、優しさと厳しさを伴った指導がなされるよう保護者の理解と協力を求める。
- (3) 遊技場への出入りや非行につながりやすい盛り場での徘徊などがないよう指導を徹底し、暴力行為等の発生や被害の防止に努める。
- (4) 出会い系サイトやSNS等をはじめとするインターネット上の有害情報について注意を喚起するとともに、スマートフォンや携帯電話がもたらす危険性についても、生徒や保護者の間で理解が深まるよう、情報モラル教育の充実や啓発活動の徹底を図る。
- (5) 刃物類の所持・携帯防止や、危険ドラッグ・大麻・シンナー等薬物乱用防止の指導を徹底し、保護者への啓発を通して家庭での指導を要請する。
また、喫煙の習慣が非行や薬物乱用の誘因となることを全職員及び生徒に徹底させ、保護者への啓発を通して家庭での指導を要請する。

4 交通安全・乗車マナーの指導について

- (1) 生徒一人一人が人命尊重の精神を理解し、交通ルールを遵守するよう指導を徹底する。

- (2) 自転車は車両であることを生徒に認識させ、二人乗り・夜間の無灯火運転・並列走行・傘さし運転・信号無視等をしないよう指導を徹底する。
また、バイクの無免許運転・違法な乗り回し・暴走行為・安易な貸し借りをしないよう指導を徹底し、家庭にも積極的な指導を求める。
- (3) 公共の乗り物を利用する場合は、乗車マナーを守り、周囲に迷惑をかけないよう指導の徹底を図る。

5 地域及び諸機関との連携について

- (1) 生徒の健全育成のため、地域の小・中学校、高等学校との間で密接な連携を図り、生徒指導の推進に努める。
- (2) 地域の諸機関や諸団体と密接な連携をとりながら、たまり場となりやすい場所や非行の温床となりやすい場所などをチェックして、街頭指導の強化に努める。